

コーポレート・ガバナンスの状況

■コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当行は、「共創力と提案力で地域の豊かな未来を実現する」を経営理念として掲げております。

経営理念の実現に向けて、地域のお取引先の悩みに寄り添い、信頼関係のもと共に新たな事業価値を創造していくため、迅速かつ機動的に経営の重要事項を決定していく必要があるものと認識しております。同時に監督・牽制機能を維持・強化することで、持続的な成長と中長期的な企業価値向上を図ってまいります。

■機関の内容

●取締役会

取締役会は取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名、及び監査等委員である取締役5名（うち社外取締役4名）計10名（男性9名、女性1名）で構成され、原則月1回開催し、取締役会の付議基準に基づく重要案件の決定、さらには業務執行状況の監督を行っております。

●常務会

常勤の取締役（監査等委員である取締役を含む。）及び執行役員で構成する常務会を原則週1回開催し、重要案件の十分な審議、業務執行への適切な対応を行っております。

●監査等委員会

監査等委員会は社内取締役1名及び社外取締役4名で構成され、原則月1回開催しております。監査等委員会による活動の実効性を確保するため常勤監査等委員を1名選定しております。

監査等委員会は、監査等委員会監査等基準に基づき、監査方針や監査計画等に従い監査を行っております。さらに、監査等委員会及び監査部は、会計監査人と定期的に監査結果の報告を基に意見交換等をして緊密な連携を保ち、効率的な監査に努めております。

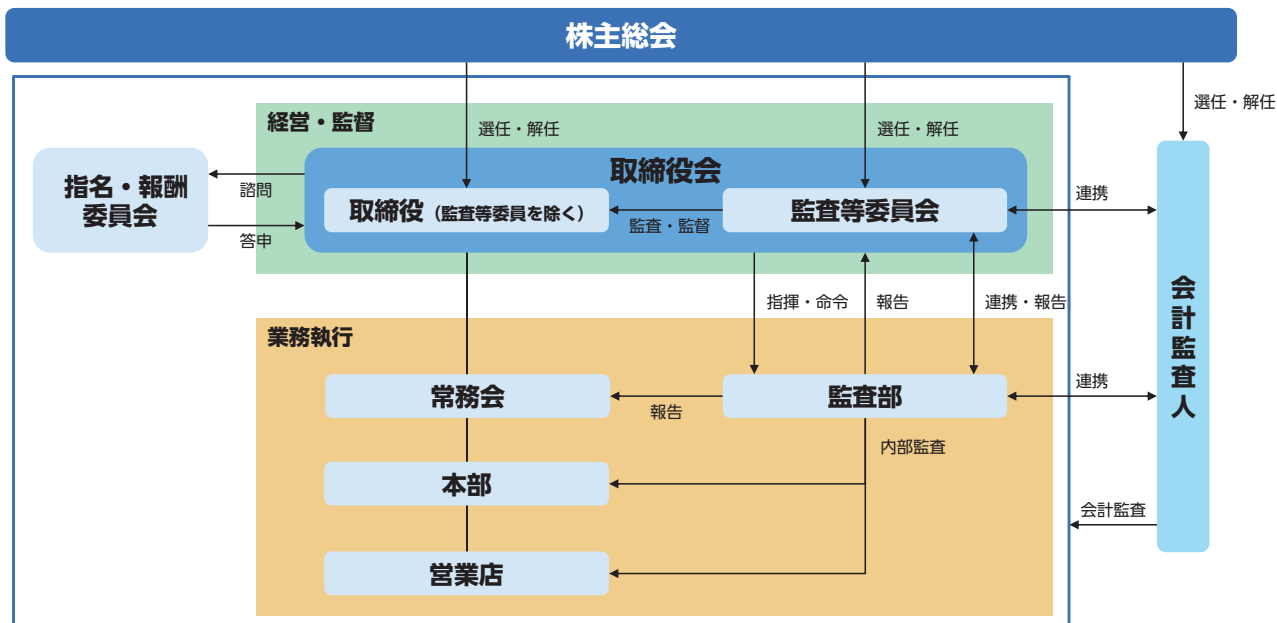
●指名・報酬委員会

取締役の指名・報酬などの決定に関する手続きの公正性・透明性・客観性を強化することで、コーポレート・ガバナンスのさらなる充実を図るため、取締役会の諮問機関として任意の指名・報酬委員会を設置しております。

指名・報酬委員会はその独立性を確保するため、構成員の過半数を独立社外取締役とし、委員長は社外取締役が務めております。

指名・報酬委員会は、取締役会の諮問に応じて取締役の選定、解職及び報酬等について審議し答申を行い、取締役会はその答申結果を尊重し決議いたします。

■コーポレート・ガバナンス体制図



■内部統制システムの整備の状況

当行は「内部統制システムに関する基本方針」を定め、内部統制システムに関する基本的な考え方を示すとともに、当行の業務ならびに当行およびその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するための内部管理体制の整備に努めております。

取締役会等による経営のモニタリングに関して、主要な監督対象であるリスク管理態勢（P10参照）やコンプライアンス態勢（P11参照）などを適切に構築しています。

また、「社則」や「事務規程」等により、職務・権限・意思決定ルールを明確にするとともに、「関連会社管理規程」で子会社の経営上の意思決定・報告体制を明確に定め、当行および子会社の取締役および使用人の職務執行が効率的に行われる体制を構築しています。

このほか、「公益通報者保護規程」を制定し、不正行為の早期発見と是正によりコンプライアンス経営の強化を図るなど、役職員全員が法令等遵守を行動規範とする企業風土の構築に向けて取り組んでおります。

情報開示につきましては、四半期情報開示等の適時情報開示を行うほか、ディスクロージャー誌及びインターネット・ホームページ等の充実に取り組み、適切かつタイムリーな情報開示に努めております。